

同時発表：外務省

平成29年11月25日  
海事局安全政策課**国際海事機関 第29回臨時理事会の開催  
～北朝鮮による弾道ミサイル発射への対応～**

- 1 本25日（現地時間11月24日）、ロンドンで開催された国際海事機関（IMO）の第29回臨時理事会において、北朝鮮の度重なる弾道ミサイルの発射が、国際海運の安全に深刻な懸念を生じさせていることへの対応について審議が行なわれました。
- 2 我が国をはじめ、計15か国は、同理事会として初めて、北朝鮮の挑発行動を強く非難するとともに、IMOの下で採択された決議等に従い、国際航路の上空を通過する弾道ミサイルの不法な発射を停止することが不可欠であること等を内容とする文書を共同提案しました。同文書は理事会において採択され、さらに11月27日から12月6日にかけて開催されるIMO総会に承認のために送付されることも併せて採択されました。
- 3 我が国は、国際海運の安全の確保のため、IMO総会での理事会におけるこの採択の承認に向けて働きかけを行うとともに、引き続き、IMO及び関係国と緊密に連携し、北朝鮮に対してIMOの関連条約や決議等の遵守を強く求めていく考えです。

## [参考]

理事会は、選出された40の加盟国から構成されるIMOの中心的意思決定・執行機関。通常、1年に2回招集され、総会（2年に1回開催）への年次活動報告や理事会議長・事務局長の任命、事務局の予算案の審議等を行う。なお、総会の開催年には総会会期の直前に臨時理事会が開催され、総会に向けて事務局の予算案等の審議が行われる。

## 【問い合わせ先】

海事局安全政策課危機管理室 川村、野宮

電話：03-5253-8111（代表）（内線43-261、43-263）

03-5253-8616（直通）、03-5253-1642（FAX）